

令和4年度 地域連携会議 議事録

令和4年7月26日 13:30～15:30

玉野市役所 3階大会議室

司会：事務局

- 1 健康福祉部長 挨拶
- 2 委員の紹介
- 3 市による説明
 - ① 玉野市成年後見支援センター活動報告
 - ② 国の第二期計画について

4 協議する事項

1 玉野市での市民後見人養成のスキームについて
玉野市の市民後見人養成課程を作成しました。 後見制度利用増に伴う専門職の負担、また利用者の費用負担の問題等により、地域を良く知り、きめ細やかな対応が可能な市民後見人の必要性が高まっていることから、本市においても市民後見人を養成する体系を整えたいと考えています。
説明 養成の流れについて御意見をいただきたい。また、市民後見人を養成するにあたり、玉野市の市民後見人には、どのような役割が期待されているのか、また、どのような形（単独、専門職との複数後見、法人後見の支援員等）で後見業務に携わっていただくか、御意見をいただきたい。
<u>委員意見</u> (委員) 受講できる方や市民後見人登録者に年齢制限を設けているのか。 (事務局) 令和4年4月1日に補助金交付要綱を制定し、受講を開始する年度の4月1日において25歳以上70歳以下と年齢制限を設けている。委員と家庭裁判所の御意見や他市との状況を見て決定している。 (委員) 受講要件について知りたい。家族や親族に市民後見人をつける為の勉強目的、また、ケアマネジャーとして利用者に市民後見人の説明が適切に行えるように、どなたでも受けることはできるのか。 (事務局) 岡山県主催の市民後見人養成講座に関して年齢制限等は設けていないので、どなたでも受講できる。本市の補助対象者については、年齢制限を25歳以上70歳未満とし、専門職でも受講可能であり、本市で市民後見人として積極的に活動する意志があるかどうかを確認する。 (委員) 県が主催する基礎研修受講に関して人数制限はあるのか。 (事務局) 県が募集をかけて定員に達するまでは申し込み可能で人数制限の記載はない。但し、申込書に何故、講座を受講したいのか動機を記入するようになっている。 (会長) 市民後見人になるまでの流れについて御意見をいただきたい。 (委員) 市民後見人養成受講補助の場合、応用研修を受講するまでに2回申し込みする流れと認識してよいか。 (事務局) 受講補助する方に関して、今年度から応用研修が控えているが、さらに市民後見人として頑張っていく方を選考していきたいと考えている。基礎研修を受講後、難しいと思われる

る方もいるので、2回申し込みするかたちを考えている。

(委員) 他市でも最近では基礎と応用研修の2段階で行い、その後実務研修を行うことがポピュラーとなっている。研修を受ける課程で責任・義務・法律的な話を聞くことが多く、自分で責務が全うできるか不安が高まり、心が折れる方もいるので、専門職や行政と顔の見える関係でフォローアップしていくことが大切である。

(委員) 名簿登録されてからマッチングまでかなり時間が掛かることが想定される。その期間中にモチベーションが下がる危険性があり、モチベーションを保つよう研修内容を取り組むことが望ましい。

(会長) 玉野市の市民後見人には、どのような役割が期待されているか。またどのような形で後見業務に携わっていただければよいか御意見をいただきたい。

(委員) 市民後見人は無報酬を前提としているのか。

(事務局) 今のところは無報酬として考えている。

(委員) 最初から単独で行うより、専門職との複数後見で行い、慣れてきたら単独で行うものが良いと思われる。単独業務では落ち着いた案件を引き継ぐことが望ましい。また、実務研修先の受け皿や人数制限等について教えて欲しい。

(事務局) 2年目の実務研修については、これからの地域連携会議にて協議していく予定としている。研修先としては、法人後見をしている社会福祉協議会やパブリック法律事務所、後見業務をしている西田司法書士事務所など協力していただけたらと思っている。

(委員) 社協では法人後見支援員として1人登録されており、1件のケースを報酬が発生したかたちで業務をしている。今後、法人後見の支援員が増えていった場合、社協の受任ケースは多くないので、社協が全て受けていくのは厳しい。

(委員) 包括でも市の研修としての受け入れはできる。

(委員) パブリックとしても多くの成年後見事件を担当しているので、身上監護のフォローというかたちで研修の受け皿は可能である。また、複数後見として身上監護を担当していただくこともできる。

(家庭裁判所オブザーバー) 地域の実情に応じて、財産が多くなく専門性が高くない事案であれば単独でやっても良いが、専門職との複数後見や法人後見の支援員としてやっていき経験を重ねていきながら、市民後見人として役割を担っていくのがよいと思われる。

(事務局) 新たなケースを受任してもらう場合、市では市長申立ケースを検討しているが、ケースも少ないためマッチングが難しいと考えているが、皆様から御意見をいただきたい。

(委員) 市民後見人が権利擁護の担い手として育っていくことと、地域福祉の役割としての2つの側面を持ち、市民後見人という立場で継続的に支えていき、在宅で安心して生活できる人が1人でも多くなることを玉野市の特長として目指して欲しい。そのためには徐々に慣れて、身近なエリアで市民後見人だからできる、専門職の関わりではできない機能が果たせるように、市が市民後見人候補者の能力や特性や希望などの情報を基に、役割等を見極めてマッチングすることが望まれる。

(事務局) 市民後見人だからできる、きめ細やかな対応とかフットワークの軽さを生かし、必要としているケースを担当してもらえようマッチングすることが大切だと思っている。

(委員) 玉野市では無償で行う予定だが、社協の法人後見の支援員でも報酬費が発生しており、専門職との複数後見では割合で報酬費が支払われている他県も多いため、有償で行えるように検討して欲しい。

(事務局) 報酬に関して、単独の場合、原則無報酬であるが、法人との契約の中で行われる場合は、法人の方で支払われるものだと考えている。また、国の第二期計画の、運用改善の中に全体

の報酬のあり方についても検討するとあり、今後、市民後見人についても示された場合は、地域連携会議で協議していきたい。

2 玉野市フォローアップ研修（応用研修）について

昨年度から、岡山県が実施する「市民後見人養成講座（基礎研修）」の受講者3名に、受講料及び交通費の補助を開始しました。今年度より、県実施の基礎研修修了者に対し、（過去に基礎研修を終了された方を含む）応用研修を開講する予定です。

説明 前回、地域連携会議にていただいた御意見を参考に、玉野市フォローアップ研修（案）を作成しました。

研修内容や、講師についての御意見や、ご協力いただける内容について御協議いただきたい。

委員意見

（委員）包括や社協の事業内容の説明に関しては、それぞれで受任できる。

（会長）ロールプレイに関しては施設等、皆さんの協力が必要であるが、可能かどうか。

（委員）施設等もフィールドワークの場として受任できる、ロールプレイの内容は、ネット懇などで協議し対応出来る。

（委員）講義時間が短いので、個々の内容について30分程度の講義時間を設けた方が望ましい。市の方で行うよりも、協力があれば多職種の方に担当してもらう方が良いと思われる。

（委員）講師の報酬はどうなるのか。

（事務局）ある程度、予算を検討し、報酬も検討していきたい。

（委員）意志決定支援についても研修内容に入れてみてはどうか。

（事務局）研修内容を再確認し、必要があれば意志決定支援についても入れていきたい。

（委員）数年前に研修を受けた方も講座を受けることはできるのか。

（事務局）講座を受けられるよう広報を行っていく予定。

（家庭裁判所オブザーバー）家庭裁判所としては実務研修をして欲しいと思っていたので、既に設けられているため問題はない。

（事務局）応用研修に関して他市ではどのくらいの時間を設けているのか。

（委員）応用研修の時間は短いところで3日間、長いところで5日間設けており、実務に携わるのに困らないようにしている。

（事務局）フォローアップ研修（応用研修）に関して、本日協議した内容を検討し、次回の地域連携会議で報告できるようにしたい。実務研修の内容も、次回の地域連携会議で協議していきたい。

6 閉会

副会長 挨拶